

「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領

平成 23 年 1 月 27 日策定	衛飼第 1854 号
平成 23 年 6 月 7 日改正	衛飼第 488 号
平成 25 年 8 月 28 日改正	畜振第 1378 号
平成 26 年 3 月 26 日改正	畜振第 2951 号
平成 26 年 8 月 25 日改正	畜振第 1429 号
平成 27 年 11 月 4 日改正	畜振第 1795 号
平成 28 年 2 月 3 日改正	畜振第 2544 号
平成 28 年 6 月 1 日改正	畜振第 490 号
平成 29 年 4 月 1 日改正	畜振第 1032 号
平成 31 年 4 月 26 日改正	畜振第 225 号
令和 6 年 4 月 1 日改正	畜振第 2739 号

設置基準及び目的

県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第3条の2に定められている疾病のうち、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認めた疾病。）の患畜となるおそれがある家畜が確認された場合、特定家畜伝染病の疑いのある家畜の検体を採取し国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）に送付した場合、又はその結果、患畜若しくは疑似患畜と決定された場合、隣接県において特定家畜伝染病が発生し県内畜産業への影響が懸念される場合等において、知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」（以下「県総合対策本部」という。）を設置する。

県総合対策本部は、必要に応じて、大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以下「県防疫対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病生活環境対策部（以下「県生活環境対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病健康危機管理対策部（以下「県健康危機管理対策部」という。）の各対策部及び大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を決定する。

各対策部等においては、県総合対策本部の指示の下、防疫活動を迅速かつ適切に実施するため、相互に十分な連携を図ることとする。

大分県特定家畜伝染病総合対策本部組織体系

1 組織体制

	役 職	関係組織
本部長	知 事	
副本部長	副知事	
	警察本部長	
事務局	農林水産部農林水産企画課	
本部員	総務部長	
	企画振興部長	
	福祉保健部長	県健康危機管理対策部
	生活環境部長 防災局長	県生活環境対策部
	商工観光労働部長	
	農林水産部長	総合対策本部担当 県防疫対策部
	土木建築部長	
	教育長	
	警察本部 警備部長	

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応時のみ設置

2 本部会議の開催

(1) 特定家畜伝染病発生時

ア 開催時期

県内で特定家畜伝染病の患畜となるおそれがある家畜が確認された場合、特定家畜伝染病の疑いのある家畜の検体を採取し動衛研に送付した場合、又はその結果、患畜若しくは疑似患畜と決定された場合、隣接県において特定家畜伝染病が発生し県内畜産業への影響が懸念される場合など本部長が必要と認めた場合に直ちに開催する。

イ 協議事項

(ア) これまでの経過と対応について

(イ) 各対策部等の設置

- ・ 県防疫対策部、県生活環境対策部、県健康危機管理対策部設置の決定
- ・ 「大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部」設置要領に基づく現地対策本部設置の決定

(ウ) 今後の対策について

- ・ 報道対応室の設置
- ・ 総合相談窓口及び各相談窓口の設置
- ・ 発生農場等の防疫対策
- ・ 食の安全・安心（風評被害）対策
- ・ 県民の健康危機管理対策 等

(2) 特定家畜伝染病終息時

ア 開催時期

県内への影響の懸念がなくなった場合、又は各制限区域（移動、搬出）解除後、直ちに開催する。

イ 協議事項

(ア) 各対策部の取組報告

(イ) 清浄性確認検査と移動制限措置の解除決定報告

(ウ) 終息宣言、各対策部及び現地対策本部解散決定、連絡協議会の設置

大分県特定家畜伝染病総合対策本部・幹事会

1 組織体制

幹事長	農林水産企画課長	
幹 事	総務部	行政企画課長 人事課長 学事・私学振興課長
	企画振興部	政策企画課長 広報広聴課長
	福祉保健部	福祉保健企画課長 健康政策・感染症対策課長
	生活環境部	生活環境企画課長 県民生活・男女共同参画課長 食品・生活衛生課長 環境保全課長 循環社会推進課長 危機管理室長
	商工労働部	商工観光労働企画課長 経営創造・金融課長
	農林水産部	団体指導・金融課長 地域農業振興課長 新規就業・経営体支援課長 農地計画課長 畜産振興課長 畜産技術室長 森林保全課長 森との共生推進室長 森林整備室長
	土木建築部	土木建築企画課長 道路保全課長
	教育庁	教育改革・企画課長 高校教育課長 体育保健課長
	警察本部	生活安全捜査課長 警備運用課長

2 幹事会の開催

(1) 開催時期

県内で特定家畜伝染病の患畜となるおそれがある家畜が確認された場合、特定家

畜伝染病の疑いのある家畜の検体を採取し動衛研に送付した場合、又はその結果、患畜若しくは疑似患畜と決定された場合、隣接県において特定家畜伝染病が発生し県内畜産業への影響が懸念される場合等において幹事長の判断により幹事会を招集し開催する。

(2) 協議事項

ア これまでの経過と対応について

イ 各対策部等の設置準備について

・県防疫対策部、県生活環境対策部、県健康危機管理対策部の設置準備

ウ 今後の対応について

・県総合対策本部設置までの対応確認

大分県特定家畜伝染病総合対策本部・各対策部

1 大分県特定家畜伝染病防疫対策部

(1) 組織体制

部 長	農林水産部長
副 部 長	農政担当審議監
副 部 長	林政担当審議監
副 部 長	農林水産企画課長
— 総 括	畜産振興課長（事務局長）
— 副 総 括	畜産技術室長（事務局次長）
— 管理予算班	班長：畜産振興課管理予算班総括
— 企画情報班	班長：畜産振興課畜産企画班総括
— 流通対策班	班長：畜産振興課流通推進班総括
— 農家対策班	班長：畜産技術室生産振興班総括
— 交通規制班	班長：畜産技術室耕畜連携推進班総括
— 防疫指導班	班長：畜産振興課家畜防疫対策班総括
— 病性鑑定班	班長：大分家畜保健衛生所病性鑑定部長
— 家畜伝染病防疫対策チーム	チーム長

(B-SAT Boueki taisaku-Special Assistant Team)

(2) 業務分担

ア 総括（事務局長） 畜産振興課長

（ア）発生現地の情報分析、防疫方針の決定に関すること。

（イ）本部長への報告並びに関係部局及び関係機関等への連絡調整に関すること。

イ 管理予算班 班長 畜産振興課管理予算班総括

（ア）対策に必要な経費の予算措置に関すること。

（イ）経費の配分及び出納事務に関すること。

（ウ）家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく経費・手当金に関すること。（副任）

ウ 企画情報班 班長 畜産振興課畜産企画班総括

（ア）広報に関すること。

（イ）現地対策本部からの情報収集に関すること。

（ウ）関係部局及び課室との連絡調整に関すること。

（エ）防疫員、防疫作業従事者の動員計画に関すること。

（オ）映像の記録に関すること。

エ 流通対策班 班長 畜産振興課流通推進班総括

（ア）家畜・畜産物・飼料等流通状況の調査及び調整に関すること。

オ 農家対策班 班長 畜産技術室生産振興班総括

- (ア) 農家経営に対する支援対策に関すること。
- (イ) 農家経営等の相談に関すること。
- カ 交通規制班 班長 畜産技術室耕畜連携推進班総括
 - (ア) 消毒ポイントに係る関係機関との協議に関すること。
 - (イ) 消毒ポイントの設置に関すること。
 - (ウ) 消毒ポイントに係る現地対策本部との調整に関すること。
- キ 防疫指導班 班長 畜産振興課家畜防疫対策班総括
 - (ア) 防疫措置に関すること。
 - (イ) 防疫に係る国（農林水産省）との連絡調整に関すること。
 - (ウ) 関係機関、九州各県家畜衛生部局との連絡調整に関すること。
 - (エ) 法に基づく経費・手当金に関すること。（主任）
- ク 病性鑑定班 班長 大分家畜保健衛生所 病性鑑定部長
 - (ア) 備蓄資材及び防疫資材に関すること。
 - (イ) 病性鑑定並びに発生状況確認検査及び清浄性確認検査に関すること。
 - (ウ) 国検査機関への検査材料送付に関すること。
 - (エ) 疫学調査に関すること。
 - (オ) 野生動物（いのしし、シカ）対策に関すること
- (口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱が発生した場合)
- ケ 家畜伝染病防疫対策チーム（B-SAT） チーム長
 - 家畜伝染病発生時に、発生状況に応じ県防疫対策部長の指示により発生農場等へ派遣され、以下の業務を行う。
 - (ア) 各防疫作業のプランニングの補佐に関すること。
 - (イ) 初動防疫に係る発生農場等の防疫作業に関すること。
- コ 現地派遣チーム 農林水産部審議監
 - 発生状況に応じ県防疫対策部長の指示により集会場に派遣され、以下の業務を行う。
 - (ア) 初動防疫に係る県総合対策本部及び現地総合対策本部との調整に関すること

2 大分県特定家畜伝染病生活環境対策部

(1) 組織体制

部 長	生活環境部長
副 部 長	生活環境部審議監
副 部 長	防災局長
本 部 員	<ul style="list-style-type: none"> — 生活環境企画課長 — 県民生活・男女共同参画課長 — 食品・生活衛生課長（事務局長） — 環境保全課長 — 循環社会推進課長 — 危機管理室長 — 衛生環境研究センター所長

(2) 業務分担

ア 生活環境企画課長

(ア) 生活環境部の総合調整に関すること。

イ 県民生活・男女共同参画課長

(ア) 県民生活・男女共同参画プラザの相談体制拡充に関すること。

(イ) 風評被害対策に関すること。

ウ 食品・生活衛生課長(事務局長)

(ア) 関係部局及び課室との連絡調整に関すること。

(イ) 県内と畜場、食鳥処理場及び GP センターに対する監視強化に関すること。

(ウ) 野生獣肉処理業者及び動物取扱業者への対応に関すること。

(エ) 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等の安全性についての情報提供及び相談に関すること。

(オ) 家庭及び学校飼育動物についての情報提供及び相談に関すること。

(カ) 風評被害対策に関すること。

(キ) 広報に関すること。

(ク) 公衆衛生獣医師の家畜防疫員としての派遣に関すること。

エ 環境保全課長

(ア) 水環境についての情報提供及び相談に関すること。

オ 循環社会推進課長

(ア) 廃棄物処理についての情報提供及び相談に関すること。

カ 危機管理室長

(ア) 自衛隊の派遣要請に関すること。

キ 衛生環境研究センター所長

(ア) 検査体制に関すること。

3 大分県特定家畜伝染病健康危機管理対策部

(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応時のみ設置)

(1) 組織体制

部 長	福祉保健部長
副 部 長	福祉保健部審議監(保健担当)
— 調整班	班長: 福祉保健企画課長
— 総務・危機管理班	班長: 健康政策・感染症対策課長(事務局長)
— 医療対策班	班長: 医療政策課長、病院局総務経営課長
— 薬務対策班	班長: 薬務室長
— 相談窓口班	班長: 健康政策・感染症対策課地域保健推進監

(2) 業務分担

ア 調整班 班長 福祉保健企画課長

(ア) 部内の連絡調整に関すること。

イ 総務・危機管理班 班長 健康政策・感染症対策課長(事務局長)

(ア) 部内(調整班の事務を除く)の連絡調整に関すること。

(イ) 集会場健康調査係の派遣に関すること

(ウ) 保健所との連絡調整に関すること。

(エ) 保健所からの情報収集に関すること。

(オ) 感染防止のための施策に関すること。

(カ) 関係機関、他都道府県、国との連絡調整に関すること。

(キ) 私立の幼稚園・保育園、その他家きん及び偶蹄類飼養施設への情報提供、問い合わせ及び注意喚起に関すること

(ク) 広報・報道に関すること。

(ケ) 対策に必要な経費の予算措置に関すること。

ウ 医療対策班 班長 医療政策課長、病院局総務経営課長

(ア) 県医師会・医療機関との連絡調整に関すること。

(イ) 県立病院との連絡調整に関すること。

エ 薬務対策班 班長 薬務室長

(ア) 医薬品・医療用品等の確保に関すること。

(イ) 医療機器等の調達に関すること。

オ 相談窓口班 班長 健康政策・感染症対策課地域保健推進監

(ア) 県民からの相談対応に関すること。

(イ) 問い合わせの集計、分析に関すること。

(ウ) 相談担当者のローテーションに関すること。

各部関係課室の対応内容

1 総務部

【知事室】

- (1) 知事室は、各対策部より報告された作業等の進捗状況やデータを集約し、必要に応じて知事、副知事に報告する。
- (2) 知事室は、知事からの指示事項について各対策部と連絡調整を図る。
- (3) 知事室は、その他知事及び副知事について対応を行う。

【行政企画課】

行政企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。

【人事課】

- (1) 人事課は、発生現場等の防疫作業等で他の部局からの応援要請があった場合、各対策部と協議のうえ職員を配置する。
- (2) 発生時には防疫対応等で職員の時間外の作業が増えるとともに、過度の精神的負担や危険を伴う作業の発生などが考えられることから、人事課は、該当の所属長と連絡を取り、職員の健康状態のチェックができるよう体制作りを行う。

【学事・私学振興課】

学事・私学振興課は、私立の小・中学校及び高等学校への情報提供や問い合わせや注意喚起についての対応を行う。

2 企画振興部

【政策企画課】

政策企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。

【広報広聴課】

- (1) 広報広聴課は、各対策部と連携を図り、知事が行う記者会見並びに各対策部が実施する記者会見の資料の確認、日程等の調整を行う。
- (2) 広報広聴課は、各対策本部の執務環境を確保するため、早急にプレスルームを設置し、マスコミ対応について関係各課との連絡調整を行う。
- (3) 広報広聴課は、関係部局の資料を収集、精査し、必要に応じてホームページを作成し、県民への情報提供を行う。
- (4) 広報広聴課は、担当課に県民相談窓口を設置するとともに、的確な電話対応を行うよう指示する。
- (5) 広報広聴課は、その他広報広聴に係る業務について対応を行う。

3 福祉保健部

(県健康危機管理対策部：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応時のみ設置)

【福祉保健企画課】

福祉保健企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。

【健康政策・感染症対策課】 県健康危機管理対策部 事務局

- (1) 健康政策・感染症対策課は、保健所等と連携し、発生農家、作業従事者の健康チェックを行い、特定家畜伝染病のヒトへの感染拡大を防ぐために必要に応じて予防投与の指示等を行う。
- (2) 健康政策・感染症対策課は、県民相談窓口等を通じて、県民の健康に対する問い合わせについて対応する。
- (3) 健康政策・感染症対策課は、必要に応じて、定例記者会見で関係事項を公表する。
- (4) 健康政策・感染症対策課は、その他ヒトの健康への影響が想定される場合には、速やかに適切な対応をとるものとする。
- (5) 健康政策・感染症対策課は、私立の幼稚園・保育園、その他家きん及び偶蹄類飼養施設への情報提供、問い合わせ及び注意喚起についての対応を行う。

4 生活環境部

【生活環境企画課】

- (1) 生活環境企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。
- (2) 生活環境企画課は、保健所（保健部）衛生課職員について連絡調整を行う。

【県民生活・男女共同参画課】

県民生活・男女共同参画課は、各種相談窓口で食の安全に対する問い合わせ、風評被害に関する問い合わせについての対応を行う。

【食品・生活衛生課】 県生活環境対策部 事務局

- (1) 食品・生活衛生課は、風評被害の調査及び対策を行う。
- (2) 食品・生活衛生課は、県民相談窓口で食の安全に対する問い合わせ、風評被害に関する問い合わせについての対応を行う。
- (3) 食品・生活衛生課は、県内と畜場及びと畜検査に係る対応を行う。
- (4) 食品・生活衛生課は、県内大規模食鳥処理場、認定小規模処理場、GP センターに対する対応を行う。
- (5) 食品・生活衛生課は、野生獣肉処理業者に対する対応を行う。
- (6) 食品・生活衛生課は、動物取扱業者に対する指導を行う。
- (7) 食品・生活衛生課は、放置された愛玩鳥への対応を行う。
- (8) 食品・生活衛生課は、家畜防疫員の派遣等必要に応じて他の対策部への協力についての連絡調整を行う。
- (9) 食品・生活衛生課長は、部内広報資料を取りまとめ、必要に応じて定時記者会見

に公表・同席する。

(10) 食品・生活衛生課は、その他食品安全衛生に係る業務について対応を行う。

【環境保全課】

(1) 環境保全課は、殺処分した家畜等の埋却に伴う水環境への影響等に係る情報提供及び相談対応を行う。

(2) 環境保全課は、必要に応じて水質検査を行う。

【循環社会推進課】

(1) 循環社会推進課は、殺処分した家畜などの産業廃棄物の処理について必要に応じ産業廃棄物処理業者との調整を行うとともに、必要に応じ市町村に廃棄物処理の協力を要請する。

(2) 循環社会推進課は、感染性廃棄物などの処理に係る対応を行う。

【危機管理室】

(1) 危機管理室は、特定家畜伝染病防疫対応に伴う危機管理面の情報収集等を行う。

(2) 危機管理室は、特定家畜伝染病対策に伴う自衛隊との連絡調整及び応援要請時の事務等の対応を行う。

5 商工観光労働部

【商工観光労働企画課】

商工観光労働企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。

【経営創造・金融課】

経営創造・金融課は、経営相談や金融相談等の対応及び風評被害により小売店等での販売不振等が発生した場合、必要に応じて低利の資金の融資等の対応を行う。

6 農林水産部

【審議監】

(1) 審議監は、特定家畜伝染病の広報に係る責任者としてマスコミ対応を行う。

(2) 審議監は、知事が必要と判断した場合に「現地派遣チーム」として現地総合対策本部に派遣され、初動防疫対応を行う。

【農林水産企画課】大分県特定家畜伝染病総合対策本部 事務局

(1) 農林水産企画課は、県総合対策本部を設置し、その事務局として各部局との連絡調整を行う。

(2) 農林水産企画課は、県防疫対策部の要請に応じ、防疫に係る関係課室との連絡調整を行う。

(3) 農林水産企画課は、県防疫対策部より防疫を実施する上で緊急の予算措置の要請があった場合、財政課と協議を行い、速やかに対応するものとする。

- (4) 農林水産企画課は、県防疫対策部等より職員の派遣、動員について要請があった場合、人事課と協議を行い、速やかに対応するものとする。
- (5) 農林水産企画課は、審議監（農政担当）及び広報広聴課長と協議の上、速やかにマスコミ対応室の確保を行う。
- (6) 農林水産企画課は、県防疫対策部と協議の上、必要に応じて会議室を確保する。

【団体指導・金融課】

団体指導・金融課は、県防疫対策部及び現地対策本部現地防疫支援対策部農家経営支援班と連携を図り、畜産農家等に対し必要に応じて金融支援対策を行う。

【地域農業振興課・農林水産研究指導センター】

- (1) 地域農業振興課は、現地普及指導員が経営相談班として農家対応することが想定されることから、各振興局と連絡調整を図る。
- (2) 地域農業振興課は、普及指導員が防疫作業従事者として動員要請された場合は、各振興局と連絡調整を図る。
- (3) 農林水産研究指導センター本部及び水田農業グループは、県防疫対策部長の指示（地域農業振興課経由）により、初動防疫時において豊後大野家畜保健衛生所及び宇佐家畜保健衛生所に備蓄する消毒ポイント看板等を速やかに運搬のうえ設置し、土木事務所は設置状況を立会確認する。
- (4) 農林水産研究指導センター本部は、県防疫対策部長の指示（地域農業振興課経由）により、速やかに豊後大野家畜保健衛生所もしくは宇佐家畜保健衛生所の防疫資機材の搬出（車両等への積み込み）のための人員の派遣を農林水産研究指導センター農業研究部もしくは水田農業グループに指示する。
- (5) 農林水産研究指導センター本部は、県防疫対策部長（地域農業振興課経由）から重機の運搬並びに家畜防疫員及びオペレーターの派遣を要請された場合には、農林水産研究指導センター畜産研究部もしくは関係所属に重機の運搬や人員の派遣を指示する。
- (6) 農林水産研究指導センター本部は、資材・機材の輸送車両の運転者の派遣を農林水産研究指導センター関係所属に指示する。
- (7) 農林水産研究指導センター本部は、殺処分された家畜の埋却が農林水産研究指導センター関係所属の用地に決定された場合には、所要の支援を行うよう関係所属に指示する。

【新規就業・経営体支援課】

- (1) 新規就業・経営体支援課は、県防疫対策部長の指示により、各家畜保健所に備蓄してある防疫資材等の輸送車両の手配を行うとともに、随時連絡調整を行う。
- (2) 新規就業・経営体支援課は、県防疫対策部長の指示により、集会場、発生農場、埋却場所及び消毒ポイント等に係る資機材の供給及び設置について、大分県建築機械レンタル協会等へ要請するとともに、随時連絡調整を行う。

【農地計画課】

農地計画課は、県防疫対策部と連携を図り、現地対策本部現地防疫支援対策部防疫作業支援チームの資材・埋却班を支援する。

【畜産振興課・畜産技術室】大分県特定家畜伝染病防疫対策部 事務局

- (1) 畜産振興課は、県防疫対策部を設置し、初動防疫及び清浄化に係る業務を行う。
- (2) 畜産振興課は、防疫作業を行う上で、国の特定家畜伝染病防疫指針及び県の防疫実施要領に基づき実施する。
- (3) 畜産振興課は、広報責任者の審議監の指示に基づきマスコミ対応に当たる。
- (4) 畜産振興課は、その他防疫に係る業務について対応を行う。

【森林保全課・森林整備室】

森林保全課・森林整備室は、殺処分した家畜の県営林等の埋却地の提供を支援する。

【森との共生推進室】

- (1) 森との共生推進室は、環境省等から野生動物及び野鳥関係の調査等の依頼に対して協力を行う。
- (2) 森との共生推進室は、野生のいのしし及び鹿の異常(死亡)の届出があった場合、又はカラスなどの野鳥の死亡の届出があった場合、必要に応じて畜産振興課と連携して対応(休日も実施)を行う。
- (3) 森との共生推進室は、その他必要事項については、県防疫対策部と連携して行う。
(口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱が発生した場合)
- (4) 森との共生室は、猟友会等に対して、野生いのしし等の捕獲及び死亡した野生いのしし等の発見に協力することを依頼するとともに、野生動物における感染確認検査のための採材に協力する。

7 土木建築部

【土木建築企画課】

土木建築企画課は、部内関係課室の連絡調整を行う。

【道路保全課】

道路保全課は、消毒ポイント設置に係る支援を行う。

8 教育庁

【教育改革・企画課】

教育改革・企画課は、庁内関係課室の連絡調整を行う。

【高校教育課】

高校教育課は、関係高校における情報把握を行う。

【体育保健課】

体育保健課は、市町村教育委員会等を通じ、学校への正しい情報の周知を図る。

9 県警本部

【生活安全捜査課】

生活安全捜査課は、各種法令違反の取締りを実施する。

【警備運用課】

警備運用課は、県防疫対策部と消毒ポイント設置等に係る協議を行う。